

令和7年長浜市農業委員会3月定例総会会議録

令和7年3月10日の午後2時30分、長浜市農業委員会を長浜市役所高月分庁舎、3階、3A会議室に招集する。

1. 会議に出席した委員（35人）

会長

25番 將亦 富士夫

会長職務代理者

30番 池田 美由紀

委員

1番 稲田 司	2番 尚永 稔
3番 谷口 義信	4番 幸田 重徳
5番 脇坂 良平	6番 中川 半弥
7番 多賀 君子	8番 石橋 萬次郎
10番 大塚 高司	11番 宮澤 幸次
12番 中川 亜希	13番 北川 富美子
14番 山口 衛	15番 清水 多枝子
16番 林 甚一郎	17番 片山 博之
18番 下司 治一	19番 宮元 孫善
21番 森 勸十	22番 中川 哲博
23番 弓削 美穂	24番 田中 義人
26番 大谷 正人	27番 伊藤 泰子
28番 多賀 正和	29番 廣部 重嗣
31番 間所 秀夫	32番 角田 功
33番 橋本 治太郎	34番 小林 治一良
35番 筒井 伸彦	36番 服部 昇司
37番 山内 祥子	

2. 会議に欠席した委員

9番 阿辻 康博

20番 吉川 尚宏

3. 会議に出席した職員

局長 宮川 芳一 副参事 中北 吉紀 主査 林 清次

4. 議案等

報告	農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について
報告	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
報告	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
報告	農地法施行規則第29号第1号に規定する農地転用届出について
報告	農地法第18条第6項の規定による賃貸借の解約の通知について
報告	農地の再利用届出について
議案第41号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第42号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第43号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第44号	農用地利用集積計画（案）について
議案第45号	農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第46号	土地改良事業参加資格交替承認について

5. 議事録署名委員

26番 大谷 正人 27番 伊藤 泰子

午後2時30分開会

(事務局)

それでは定刻となりましたので、ただ今より、長浜市農業委員会3月定例総会を開催させていただきますと存じます。

本日の定例総会につきましては、委員総数37名のうち35名と過半数以上の委員にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまず会議の成立をご報告させていただきます。

次に事務局より、報告と本日の会議次第について、ご説明いたします。

ご報告ですが、2月19日滋賀県農業会議・常設審議委員会が大津市の農業教育情報センタ

一において開催されましたので、会長に、ご出席いただいております。なお、今回は本市からの諮問案件はなかったため事務局は出席いたしていません。

また、2月25日県都市農業委員会連絡協議会が彦根市の彦根市役所において開催されましたので、会長に、ご出席いただき事務局で随行させていただきました。

報告は以上でございます。

続きまして今月の審議事項につきましては、3条申請が18件、4条申請が2件、5条申請が6件、農用地利用集積計画の決定、農用地利用集積等促進計画の決定、土地改良事業参加資格交替承認、その他、各種届出等の報告がございます。

なお、今月の審議事項のうち、農地転用にかかる案件につきましては、去る3月3日に当番委員、15番 清水多枝子委員、16番 林甚一郎委員に現地調査をしていただきました。後ほど、ご説明いただきますので、よろしくお願いいたします。

各議案は、事務局からご説明いたしますが、個人情報にあたる部分は除いて説明いたしますので、ご了解をお願いいたします。

また、質問等で、ご発言いただく際には、最初に議席番号と氏名をおっしゃっていただき個人情報にもご留意いただいたうえで、発言をお願い申し上げます。

それでは、会議に入らせていただきます。

この後の議事進行につきましては、長浜市農業委員会総会会議規則第7条によりまして、会長が会議の議長となって進めていただきます。

会長、よろしくお願いいたします。

(会長)

〈あいさつ〉

欠席通告をいただいております。9番の阿辻康博委員、20番の吉川尚宏委員であります。

次に、議事録署名委員の報告をさせていただきます。本日の議事録署名委員は、長浜市農業委員会総会会議規則第22条第2項の規定によりまして、会長において、26番 大谷正人委員、27番 伊藤泰子委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは会議に入ります。

まずは報告事項について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

農地法第3条の3の規定による権利取得の届出について。

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案書の3ページから8ページをご覧ください。

農地法第3条の3の権利取得による届出につきましては、2月中に届出のあった12件24,908.3㎡の農地の権利移動につきましては、全て相続によります所有権移転の届出がありましたので、受理をし、受理書の交付をいたしてまいります。

報告は以上でございます。

(事務局)

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について。

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料9ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。

届出地は、都市計画法に規定されている市街化区域で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、室町地先、田2筆3,268㎡を共同住宅として利用したい旨の届出がありました。届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内で、現在仮換地中でございます。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として614.35㎡となっております。

位置図については説明地図の1ページをご覧ください。

周囲の状況は、北・東は道路で、西・南は宅地です。

以上、4条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料10ページから11ページをご覧ください。

今月は7件の届出がありました。

届出地は、所有権の権利移動が伴い、都市計画法に規定されている市街化区域内の農地転用で、住宅や事業用施設などが立ち並ぶ宅地化の進んだところです。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、農業委員会事務局規程第7条により専決処分のうえ、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

番号1、土地の表示、室町地先、田2筆2,171㎡を売買により、宅地造成敷地として転用したい旨の届出がありました。

届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内で、現在仮換地中でございます。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として876㎡となっております。

位置図については、説明地図の2ページをご覧ください。

届出地は集落の西側に位置しております。周囲の状況は、区画整理が進んでおり、東・西は道路、南・北は雑種地です。

番号2、土地の表示、室町地先、田3筆1,615㎡を売買により、宅地造成敷地として転用

したい旨の届出がありました。

届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内で、現在仮換地中でございます。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として727㎡となっております。

位置図については説明地図の3ページをご覧ください。

届出地は集落の西側に位置します。

周囲の状況は、仮地番16街区8番地については、地図上の面積が小さい南側の箇所となり、区画整理が進んでおり、東・北は宅地、西は道路、南は雑種地です。仮地番5街区1番地については、地図上の面積が大きい北側の箇所となり、区画整理が進んでおり、東・北は道路、南・西は雑種地です。

番号3、土地の表示、室町地先、田1筆1,062㎡を売買により、宅地造成敷地として転用したい旨の届出がありました。

届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内で、現在仮換地中でございます。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として433㎡となっております。

位置図については説明地図の4ページをご覧ください。

届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、区画整理が進んでおり、東・南は道路、西は雑種地、北は宅地でございます。

番号4、土地の表示、室町地先、田1筆389㎡を売買により、駐車場として転用したい旨の届出がありました。

届出地は、室町土地区画整理事業の事業区域内で、現在仮換地中でございます。このため地番が仮地番となっている状況で、仮換地の面積として296.46㎡となっております。

位置図については説明地図の5ページをご覧ください。

届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、区画整理が進んでおり、東は道路、西は宅地、南は農地、北は所有農地でございます。

番号5、土地の表示、室町地先、田1筆166㎡を売買により、住宅敷地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の6ページをご覧ください。

届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東は農地、西は宅地、南は農地、北は宅地でございます。

番号6、土地の表示、大戌亥町地先、田1筆288㎡を使用貸借により、一般住宅として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の7ページをご覧ください。

届出地は集落の中ほどに位置します。周囲の状況は、東・南・北は宅地、西は道路でございます。

番号7、土地の表示、神照町地先、田3筆528㎡、畑2筆19㎡を売買により事業所用地として転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の8ページをご覧ください。

届出地は集落の西側に位置します。周囲の状況は、東・西・南は宅地、北は道路・宅地でございます。

以上、5条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法施行規則第29条第1号に規定する農地転用の届出について

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料12ページをご覧ください。

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので受理し、長浜市農業委員会農業施設に供するための農地転用に関する届出取扱要綱第5条の規定により、受理通知書を発行しておりますので、報告いたします。

耕作を行なう者が、自己の農地の保全もしくは利用増進のために必要不可欠な農業用施設を建設する場合、転用する農地の面積が2a未満である時は、農地転用の制限の例外である農地法施行規則第29条第1号の規定があり、農地転用の許可は不要となり、農業委員会への届出を提出することとなっております。

番号1、土地の表示、細江町地先、畑2筆154㎡を、農業用倉庫に転用したい旨の届出がありました。

位置図については説明地図の9ページをご覧ください。

届出地は集落の南に位置します。周囲の状況は、東・北は農地、西・南は道路です。

以上、29条届出にかかる報告を終わります。

(事務局)

農地法第18条第6項の規定による賃貸借・使用貸借の解約の通知について

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

通常、農地の賃貸借等を解除、解約する場合には、原則、農業委員会の許可が必要となりますが、書面による合意解約の場合には、許可不要と定められており、解約した旨を農業委員会に通知することが義務付けられています。この規定に基づき、3月分として、農地法第18条の規定により農地の賃貸借契約を解約した旨の通知があった案件について報告します。

総会資料13ページから14ページをご覧ください。

今月、農業委員会宛てに計17筆の解約の通知がありました。

内訳は、田15筆、畑2筆、32,555㎡の解約です。

番号1から番号7は、中間管理事業による解約で、契約内容を賃貸借から使用貸借に変更するための解約です。番号8から番号10は、相対による解約で、すべて耕作目的の解約です。番号11から番号13は、中間管理事業による解約で、番号11は耕作目的の解約で、番号12と番号13は、当初の申請を取り下げるための解約です。番号14から番号16は、相対による解

約で、耕作目的の解約です。番号17は、中間管理事業による解約で、賃借人に農地を売却するための解約です。

農地法第18条第6項の規定による賃貸借・使用貸借の解約の通知に係る報告については以上です。

(事務局)

農地の再利用届出について

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

今月は1件の届出がありました。内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、長浜市農業委員会農地転用後の農地復旧等にかかる事務処理要領第3条の規定により、受理しましたので報告いたします。

届出地は集落の東側に位置します。

周囲の状況は、東は水路、西は道路、南・北は農地です。これは、申請地について、平成20年に広場を設置する目的で5条賃貸借の申請を受付け、総会での議決を受けて許可しておりました。

しかしながら、諸事情から平成29年をもって事業が終了されることになり、申請地は所有者に返却され、その後は、除草等の保安全管理のみなされておりました。さらに、令和6年4月からは、新規就農者が申請地を借り受けて、ねぎの栽培出荷を始められることになり、現在も栽培出荷されており、今後も継続的に栽培出荷を行いたいとの農業者の意向を踏まえ、土地所有者から畑として再利用したい旨の届出を受けました。

届出地は、盛土等が行われている土地ではなく、現地調査において、すでに畑作地として再開されている実態を確認できたことから、届出もやむを得ないと判断しました。また、長浜市農業委員会農地転用後の農地復旧等にかかる事務処理要領第4条の規定に基づき、農地基本台帳に農地として再登録するとともに、税務課にも農地として登録した旨を通知しております。

報告は以上です。

会長、よろしく申し上げます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま報告のありました、6件につきまして、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

(会長)

ないようでしたら、議案審議に移ります。

議案第41号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願い

いします。

(事務局)

議案第41号、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請について、農地法第3条の規定による許可について意見を求めます。

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

今月は、3条申請が18件ございました。

農地法施行規則に定める必要な記載事項、及び必要書類に不備はありませんでしたので、受付けております。

議案書は16ページです。

申請番号1、こちらは、1件の申請で申請地が2筆あります。

土地の表示、高月町柏原地先の畑2筆354㎡を、売買にて権利を取得されるものです。まず、申請番号1(1)は、白地の畑で、現地は雑草が繁茂していますが、耕作再開が可能な状況です。次に申請番号1(2)は、青地の畑で、現地は雑草もなく管理されており、耕作再開が可能な状況です

譲渡人は他府県に居住しており、管理することができないことから、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号2、土地の表示、西浅井町山門地先の田1筆3,523㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で現地は稲刈り後の状況でした。譲受人は、現在、基盤強化法による利用権により耕作をされている方ですが、今般、譲受人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号3、土地の表示、宮部町地先の田1筆3,153㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人と譲受人は親戚の間柄です。申請地は、譲受人が管理していたところ、今般、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号4と5は、それぞれ交換をされる土地ですので、まとめて説明させていただきます。

申請番号4、土地の表示、相撲庭町地先の畑1筆410㎡を申請番号5の土地と交換にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。

申請番号5、土地の表示、相撲庭町地先の畑1筆410㎡を申請番号4の土地と交換にて権利を取得されるものです。こちらも白地の畑で同じく野菜の作付けがされていました。

これらの土地を交換することで、双方が申請地以外で所有されている土地と地続きとなり、管理がしやすくなることから、双方で話がまとまり申請されたものです。

申請番号6、土地の表示、南田附町地先の畑1筆138㎡を、贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。申請地は譲受人が管理をされており、今般、譲渡人と贈与で話がまとまり申請されたものです。

申請番号7、土地の表示、木之本町千田地先の田1筆1,748㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人は管理することができないため、申請地に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号8、土地の表示、早崎町地先の畑1筆162㎡を贈与にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は一部野菜の作付けと耕起がされていました。譲渡人と譲受人は親戚同士の間柄です。譲渡人は高齢となり管理ができないため、譲受人が管理をされていたところ、今般、双方で贈与の話がまとまり申請されたものです。

申請番号9、土地の表示、大依町地先の畑1筆110㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は雑草がなく耕作再開が可能な状況です。譲渡人は管理することができない状態で、また申請地に隣接している譲渡人の家屋についても空き家となっているところ、今般、当該空き家に移住される耕作可能な譲受人と双方で話がまとまり申請されたものです。

申請番号10、土地の表示、大依町地先の畑1筆101㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の畑で、現地は雑草がありますが、耕作再開が可能な状況です。譲渡人は申請番号9と同じ方で管理することができない状態です。譲受人は、畑を耕作したいが、居住地から少し離れていてもよいとのことで、耕作地を探されていたところ、譲受人と同じ会社の同僚で、譲渡人のお孫さんと本申請地について双方で話がまとまり申請されたものです。

申請番号11、こちらは、1件の申請で、申請地が2筆あります。

土地の表示、高月町西野地先の田 2筆 1,647㎡を、売買にて権利を取得されるものです。

まず、申請番号11(1)は、青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。次に申請番号11(2)はその隣の農地で同じく青地の田で、稲刈り後の状況です。申請地は、譲受人が管理されていたところ、今般、譲渡人と売買で話がまとまり申請されたものです。

申請番号12、土地の表示、高月町熊野地先の田1筆573㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。申請地は、西阿閉の集落の方により耕作がなされていましたが、この耕作者も申請地付近での営農はこの1筆だけであり、管理が困難と考えられていたところ、今般、申請地に、より近い集落で耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号13、土地の表示、小谷上山田町地先の畑1筆399㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の畑で、現地は野菜の作付けがされていました。譲渡人は管理することが難しくなってきたことから、申請地の隣に居住している耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。

申請番号14、土地の表示、大依町地先の田1筆543㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地は稲刈り後の状況でした。譲渡人は、申請地を相続財産

清算人から、令和5年8月10日に5条許可により取得をされています。一方、申請地を挟んだ両側の農地は、同じ耕作者にて耕作をされています。今回、譲渡人が5条許可のとおり資材置場として利用しようとしたところ、この申請地隣接の農地所有者、耕作者から、申請地と、申請地隣接の西側の農地を売買において所有者を変更することで、申請地東側の農地と地続きとなり管理がしやすいとのことから、双方で話がまとまり申請されたものです。なお、申請地隣接の農地は、別途5条申請をされています。

申請番号15、土地の表示、大成亥町地先の田1筆660㎡を売買にて権利を取得されるものです。申請地は白地の田で、現地は耕起がされていました。譲渡人は、先日開催の農地相談会において農地を手放したいとの意向であったところ、相談を受けられた農業委員のご尽力により、耕作可能な譲受人が見つかり、話がまとまり申請されたものです。

申請番号16、土地の表示、西浅井町大浦地先の田1筆2,291㎡を贈与により権利を取得されるものです。申請地は青地の田で、現地は耕起がされていました。譲渡人は、管理することができないところ、耕作可能な譲受人と話がまとまり申請されたものです。なお、担当区域の委員様は、24番の田中委員ですが、本件の譲受人でもありますことから、別の委員にお願いして、現地確認等をいただいておりますことをご報告いたします。

申請番号17、こちらは、1件の申請で、申請地が2筆あります。

土地の表示、三田町地先の田2筆3,611㎡を、売買にて権利を取得されるものです。

まず、申請番号17(1)ですが、白地の田で、耕起がされていました。次に申請番号17(2)は、青地の田で、こちらと同じく耕起がされていました。譲渡人は管理することができないことから、譲受人が管理されていたところ、今般、双方で売買の話がまとまり申請されたものです。

申請番号18、土地の表示、三田町地先の田1筆2,549㎡を、売買にて権利を取得されるものです。申請地は、青地の田で、現地は耕起がされていました。譲渡人は申請番号17と同じ方で、こちらと同じ理由で、譲渡人が管理することができないことから、譲受人が管理されていたところ、今般、双方で売買の話がまとまり申請されたものです。

以上、番号1から18につきましては、議案書の最後の方にあります長浜市農業委員会定例総会資料のページ番号1にあります許可要件調査書のとおり、譲受人が現在所有する農地及び今回取得等をする農地を効率的に利用すること、必要な農機具の所有またはリースの状況、世帯労働力、農作業の常時従事要件、農業組合等地域農業者との関わりの面、及び申請地の利用計画から問題はなく、議案書にもありますとおり、農地法第3条第2項各号に該当せず、全て許可要件を満たしておりますことをご報告いたします。

以上をもちまして、議案第41号について、事務局からの説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第41号について、ご意見、ご質問があれば、承りたいと思います。

何かございませんか。

(会長)

ご質問等がないようでしたら、採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。24番 田中義人委員が該当をいたします。それ以外に、該当者はおられないと思いますが、お気づきでしたら挙手をお願いします。

対象委員は、自席で採決に加わらないことといたします。

議案第41号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成多数でありますので、申請通り、許可することといたします。

次に、議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案第42号につきましては、今月の締切りまでに2件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。農地区分につきましては、後ほどご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。なお、案件については、去る2月21日に、農地等調査委員会の池田委員長をはじめ、6番 中川半弥委員と11番 宮澤幸次委員と協議をし、総会に提出しております。

現地調査につきましては、令和7年3月3日に15番 清水多枝子委員、16番 林甚一郎委員にお願いし、行っております。

結果については、各当番委員よりご報告いただきます。

よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、内保町地先の案件です。タブレットの11ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。申請地から半径500m以内に医療機関が1か所、教育機関が1か所あり、隣接市道に上下水道管が埋設されている区域であることから、第3種農地と判断しており、原則、転用許可ができるため、許可相当と判断しています。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの12ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、貸駐車場として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、清水委員よりご報告いただきます。

(15番 清水委員)

番号1について報告します。13ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、内保町地先、田500㎡、転用目的を貸駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西・北は雑種地、南は道路です。

14ページの写真をご覧ください。

申請地はすでに造成されています。これは、25年ほど前に近隣の医療法人に駐車場として貸すために整備されたもので、当時の神社総代が農地法の手続きを怠っていたことが判明したため申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない雨水については、敷地南側の道路側溝に排出されており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、高月町高月地先の案件です。タブレットの15ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの16ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、林委員よりご報告いただきます。

(16番 林委員)

番号2について報告します。17ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、高月町高月地先、畑82㎡、転用目的を駐車場とした申請です。

周囲の状況は、東は次の議案で説明する5条申請地、西は水路、南は次の議案で説明する5条申請地、北は水路です。

18ページの写真をご覧ください。

申請地近くにある親戚宅や寺に、月に数回程度訪れているものの、付近に駐車スペースがなく、これまで駐車の際にかなり苦慮していたため、今回、自身の所有地を駐車場として使用するために申請されたものです。

19ページの航空写真をご覧ください。4条申請地と5条申請地の位置関係図を示しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない雨水については、敷地西側の水路に排出される計画となっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

説明は以上です。会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

ただいま、説明のありました議案第42号について、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第42号、農地法第4条第1項の規定による許可申請について、申請通り許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請通り許可することといたします。次に、議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することについて意見を求めます。

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

議案第43号につきましては、今月の締切りまでに6件の申請がありました。書類審査のうえ、受付を行っております。

農地区分につきましては、後ほど申請番号順にご説明いたします。

備考欄に※印が記載されているものは、転用許可を受けずに農地が造成されている案件、顛末案件です。この顛末案件は、長らく農地以外として使用されてきた経緯があり、原状回復を求めることなく、顛末書の提出をもって許可手続きを進めるものです。

案件につきましては、先の議案第42号と同様に農地等調査委員会の当番委員と協議し、提出しております。

現地調査につきましても、先の議案と同様に当番委員にお願いし、行っております。

結果につきましては、各当番委員よりご報告いただきます。

よろしく申し上げます。

(事務局)

申請番号1、川道町地先の案件です。タブレットの20ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の南側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。第2種農地においては、申請地以外に周辺の土地を利用して転用の目的が果たせる時は許可できませんが、申請地以外に適地はなく、隣接の農地に影響を及ぼすものでない場合は、例外的に許可できることから、許可相当と判断しています。地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの21ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった図面によりますと、資材置場・駐車場として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、清水委員よりご報告いただきます。

(15番 清水委員)

番号1について報告します。22ページの航空写真をご覧ください。

番号1は、土地の表示、川道町地先、畑447㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場・駐車場敷地とした申請です。周囲の状況は、東は道路、西は雑種地、南は道路、北は宅地です。

23ページの写真をご覧ください。

今回、譲受人が資材置場・駐車場として整備する計画をされ、譲渡人と売買の話がまと

まり、申請されたものです。申請地は造成されています。これは、譲渡人の亡くなった配偶者が30年ほど前に駐車場として利用するために整備したもので、現在に至っております。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに對し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地東側の道路側溝を通じて排出されており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号2、今川町地先の案件です。タブレットの24ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会及び隣接農地所有者の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの25ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、資材置場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、林委員よりご報告いただきます。

(16番 林委員)

番号2について報告します。26ページの航空写真をご覧ください。

番号2は、土地の表示、今川町地先、田2筆2,118㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。周囲の状況は、東は水路、西は農地、南は農地、北は道路です。

27ページの写真をご覧ください。

譲受人が県北部エリアで不動産売買の仲介を進めている中で、建物解体工事を行う事業にも規模を拡張することになり、その事業を実施するために必要となる資材置場を整備する計画をされ、譲渡人と売買の話がまとまり、申請されたものです。

原則、自然浸透で処理される計画となっており、処理できない分は、新設の水路と集水桝を通じて敷地東側の水路に排出される計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号3、三田町地先の案件です。タブレットの28ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受け付けております。

続きまして、タブレットの29ページの土地利用計画図をご覧ください。申請人から提出のあった図面によりますと、駐車場・庭として使用する内容となっております。

本案件の詳細につきましては、清水委員よりご報告いただきます。

(15番 清水委員)

番号3について報告します。30ページの航空写真をご覧ください。

番号3は、土地の表示、三田町地先、田167㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場・庭敷地とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は宅地、南は宅地、北は道路です。

31ページの写真をご覧ください。

借受人が40年ほど前に土地を借り受けて、駐車場として整備し、現在に至っております。今後も貸出人との賃貸借契約を継続される予定で、申請されたものです。なお、農地法の手続きを行わずに造成したことに対し、顛末書の提出を受けております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理され、処理できない分は、敷地北側の道路側溝を通じて排出されており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号4、高月町高月地先の案件です。タブレットの32ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。

一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。

地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの33ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、進入路として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、林委員よりご報告いただきます。

(16番 林委員)

番号4について報告します。34ページの航空写真をご覧ください。

番号4は、土地の表示、高月町高月地先、畑17㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を進入路とした申請です。

周囲の状況は、東は雑種地、西は雑種地、南は水路、北は先の議案で説明した4条申請地です。

35ページの写真をご覧ください。

先の議案で説明した、駐車場として使用する4条申請地に入る進入路を整備する計画を

され、貸出人と賃貸借の話がまとまり、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される計画となっており、処理できない分は、敷地西側及び南側の水路を通じて排出する計画となっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号5、高月町高月地先の案件です。タブレットの36ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の中ほどに位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの37ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、駐車場として使用する計画となっております。

本案件の詳細につきましては、先の議案と関係がありますので、引き続き、林委員よりご報告いただきます。

(16番 林委員)

番号5について報告します。38ページの航空写真をご覧ください。

番号5は、土地の表示、高月町高月地先、畑23㎡、契約内容は賃貸借で、転用目的を駐車場とした申請です。周囲の状況は、東は宅地、西は先の議案で説明した4条申請地、南は宅地、北は水路です。

39ページの写真をご覧ください。

先の議案で説明した4条申請地に隣接している農地で、申請地近くにある親戚宅や寺に、月に数回程度訪れているものの、付近に駐車スペースがなく、これまで駐車の際にかなり苦慮していたため、自身の所有地及び隣接の農地を借りる形で車2台分の駐車スペースを確保する計画をし、貸出人と賃貸借の話がまとまり、申請されたものです。なお、40ページの航空写真には、4条申請地と5条申請地と位置関係図を示しております。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される予定で、処理できない分は、敷地北側の水路を通じて排出される計画となっており、隣接地に農地もないため、周辺農地への被害はないと判断でき、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(事務局)

申請番号6、大依町地先の案件です。タブレットの41ページの地図をご覧ください。

申請地は集落の西側に位置します。一団の農地規模がおおむね10ha未満であり、住宅公

共施設等が連坦した区域に近接していることから、第2種農地と判断しております。地元自治会の同意も得られていることから受付けいたしております。

続きまして、タブレットの42ページの土地利用計画図をご覧ください。

申請人から提出のあった計画図によりますと、資材置場として使用している計画となっております。

本案件の詳細につきましては、清水委員よりご報告いただきます。

(15番 清水委員)

番号6について報告します。43ページの航空写真をご覧ください。

番号6は、土地の表示、大依町地先、田469㎡、契約内容は売買で、転用目的を資材置場とした申請です。

周囲の状況は、東は農地、西は農地、南は道路、北は道路です。

44ページの写真をご覧ください。

今回、譲渡人から令和5年に譲受人が転用許可を得て取得された農地と今回の申請地を交換する形で売買の話があり、譲受人も申請地の西側の転用許可済の農地と今回の申請地を合わせて資材置場として整備する計画をされ、申請されたものです。

現地調査を行った結果、雨水、排水については、原則、自然浸透で処理される計画となっており、処理できない分は、新設の水路と集水柵を通じて敷地北側の水路に排出される計画となっており、隣接農地への被害もないと判断できることから、許可相当と考えます。

ご審議をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま説明がありました、議案第43号について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

ございませんか。

(会長)

ないようでしたら、採決に移ります。

議案第43号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、申請どおり許可することについて、賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい、ありがとうございます。

賛成全員でありますので、申請どおり許可することといたします。

次に、議案第44号、農用地利用集積計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第44号、農用地利用集積計画(案)について、このことについて農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律附則第5条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条の規定により決定を求めます。

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

それでは、担当課の農業振興課に代わり、農業振興課提供の資料に基づき説明させていただきます。

議案書の23ページ、農用地利用集積計画集計をご覧ください。

今月は、相対による利用権の設定の案件と、所有権の移転の案件でございます。

相対による利用権の設定は、貸手3人に対して借り手が2人で、筆数は3筆、合計で7,060㎡の面積を利用権設定される計画です。

所有権の移転は、所有者14人に対して取得者1人で、筆数は14筆、合計で23,289㎡の面積を所有権移転される計画です。

議案書の24ページをご覧ください。

こちらは利用権の設定で、記載されている土地について、賃貸借により利用権を設定される計画です。

続きまして、所有権移転は、次の25ページ以降をご覧ください。

記載されている土地について、売買により所有権を移転される計画です。

以上、譲受人は農業振興課による審査を経ており、農地台帳上、農地を効率的に利用し、耕作の事業に必要な農作業に従事すると認められる農家でございます。

以上のことから農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当していると判断されます。

今ほど説明いたしました所有権移転の案件ですが、令和6年2月の定例総会において、譲受人について、当該法人の経営内容等が把握できない状況で審査ができないことから、保留となっていました。

その後、農地等調査委員会において、数度にわたる協議や、当該法人の関係者にも出席いただき、聞き取り等がなされております。

本件について農地等調査委員会の池田委員長からご説明等をお願いいたします。

(池田委員長)

農地等調査委員会より説明させていただきます。

令和6年2月に申請がありましたが、経営内容に疑義が生じるということで保留になっていました。

それは機械、労働力など水稻を耕作するにあたり、これだけの面積ができるかどうかということが不明ということで、保留となっておりまして、何回か説明を受けました。

最終は、令和7年2月の定例総会後の農地等調査委員会の時に、当該法人3名の方より説明を受けまして、具体的な栽培計画、資金計画、農業経営の内容、収支計画などを全部出していただきました。

委員と協議した結果、反対する理由はないであろう、適正であろうということで農地等調査委員会では、適正と認められたということでございます。

補足等ございましたらお願いします。

(会長)

池田委員長ありがとうございます。

それでは、議案第44号について、ご質問等がありましたら、よろしく申し上げます。ございませんか。

(会長)

それでは、ご質問もないようですので、採決に移ります。

議案第44号、農用地利用集積計画（案）について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成全員でありますので、農業委員会として決定し、答申いたします。

次に、議案第45号、農用地利用集積等促進計画（案）について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第45号、農用地利用集積等促進計画（案）について、このことについて農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により承認することについて意見を求めます。

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

この手続きは、以前ご説明させていただきましたとおり、農地中間管理機構が間に入っているもので、県が公告を行うものでございます。なお、受付は市の農業振興課が行っております。

それでは、説明させていただきます。

今回の案件は新規の案件、受け手の変更の案件、そして所有権移転の案件があります。

まずは、新規の中間管理権の設定の案件です。

議案書は、29ページから46ページまでで、番号が1から209までです。

これは、農地の貸し手と借り手で事前に調整を行い、貸し手が農地中間管理機構に農地を預け、中間管理機構が借り手に農地を貸すものです。これら209筆、合計で443,526㎡を賃貸借又は使用貸借により利用権設定をされる計画です。なお、使用貸借は無料ですので、賃借料欄と支払い欄は空白となっております。

続きまして、貸手はそのまま、借手のみが変更されるものです。

議案書は、47ページから48ページまでで、番号が210から225までです。これは、貸手は、そのまま、借手のみが変更されるものです。これら、16筆、合計で28,605㎡について、借手の変更による利用権設定をされる計画です。なお、それぞれ契約年数の違いがありますが、先ほど申し上げましたとおり、貸手に変わりはなく、最初の契約年数が継続となっているため、それぞれ年数が異なるものです。

また、議案書の48ページの番号223ですが、物納となっております。これについて、中間管理機構に確認しましたところ、現在は賃貸借又は使用貸借のみであるが、以前は物納も可能であったとのことで、本件は契約期間が切れるまでは物納でされているものであるとのことです。

最後に所有権移転の案件です。これは、農地中間管理機構を間に挟み所有権移転をされるものです。

それでは、議案書の49ページをご覧ください。

番号1から番号7まで、所有権移転をされるもので、これら、7筆、合計で12,832㎡について、所有権移転をされる計画です。

本案件の説明は以上です。会長よろしくお願いたします。

(会長)

はい。ありがとうございました。

ただいま説明のありました、議案第45号について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

はい、林委員。

(16番 林委員)

中間管理機構が入っていますが、10a当たりの賃借料が、9,500円、10,000円、6,650円のところがありますが、これは何かあるんですか。

(事務局)

農地中間管理機構が間に入っているものですが、貸し手と借り手で調整されて、中間管理機構を通じて契約されます。その段階で、両者で賃貸料を決めておられます。中間管理機構が決めているわけではありません。

(16番 林委員)

はい、わかりました。

(会長)

他に質問等ありませんか。

ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員、委員本人及び自己関係団体、配偶者、同居の親族となります。対象となる委員は、13番 北川富美子委員、22番 中川哲博委員、32番 角田功委員、33番 橋本治太郎委員が該当します。

それ以外で該当すると思われる方がありましたら、挙手をお願いいたします。

対象委員は自席で採決に加わらないことといたします。

議案第45号、農用地利用集積等促進計画(案)について、農業委員会として決定し、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成多数でありますので農業委員会として決定し、答申をいたします。

次に、議案第46号、土地改良事業参加資格交代承認について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

議案第46号、土地改良事業参加資格交替承認について、このことについて、土地改良法第3条の規定に基づく承認について意見を求めます。

令和7年3月10日提出、長浜市農業委員会会長名

総会資料の末尾にあります定例総会資料の3ページをご覧ください。

土地改良法では、利用権設定がなされた農地の耕作者が土地改良区の組合員となっておりますが、旧来から、土地所有者を組合員として運営されている土地改良区では、耕作者と所有者が合意の下で、参加資格交替申出書を取りまとめて、参加資格者を耕作者から土地所有者に交替し、法律との整合性を図られています。ただ、交替手続きを行う際に、土地改良法において、農業委員会の承認を求めることが義務付けられており、交替申出案件があれば、その承認依頼を受けています。

今回の資格交替申出者は、土地改良事業参加資格交替者一覧のとおりです。

一覧表にございますように、今回、湖北土地改良区から申し出がありました番号1から番号19の19件、長浜南部土地改良区からの申し出がありました番号1から番号56の56件、及び姉川沿岸土地改良区からの申し出がありました番号1から番号3の3件につきましては、いずれも農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく賃貸借・使用貸借を設定した農地にかかる3条資格を、耕作者と合意の上で土地所有者に交替されるもので、両者の合意があり妥当と考えますので、交替の承認を求めます。

会長よろしく申し上げます。

(会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま説明のありました、議案第46号について、ご意見ご質問があれば承りたいと思います。

はい。廣部委員。

(29番 廣部委員)

今回一覧表に、湖北土地改良区、長浜南部土地改良区、姉川左岸土地改良区から申し出がありましたが、農業委員になってから姉川左岸土地改良区から申し出がなかったと思うのですが、これは、申し出する案件がなかったのか、申し出をしなかったのか、どちらですか。

(事務局)

事務局としましては、出てきました案件を総会に諮らしていただいておりますので、その内実につきましてまでは存じあげません。姉川左岸土地改良区においても、申請が必要だということは認識しておられるものと思っております。

(29番 廣部委員)

再度確認をお願いします。

(事務局)

承知いたしました。

(会長)

他に質問等ありませんか。ないようでしたら採決に移ります。

参与制限対象委員、対象は委員本人及び関係団体、配偶者、同居の親族となります。

今回の案件につきましては、6番 中川半弥委員、12番 中川亜紀委員、28番 多賀正和委

員、31番 間所秀夫委員が該当します。

それ以外に該当の委員はおられないと思いますけれども、該当と思われる方がおられましたら、挙手をお願いいたします。

対象委員は、自席で採決に加わらないことといたします。

議案第46号、土地改良事業参加資格交替承認について、これを承認することを農業委員会の意見として、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(会長)

はい。ありがとうございます。

賛成多数でありますので、これを承認することとし、申し出人に通知することといたします。

以上で本日の議案審議は終了いたします。

午後5時閉会